

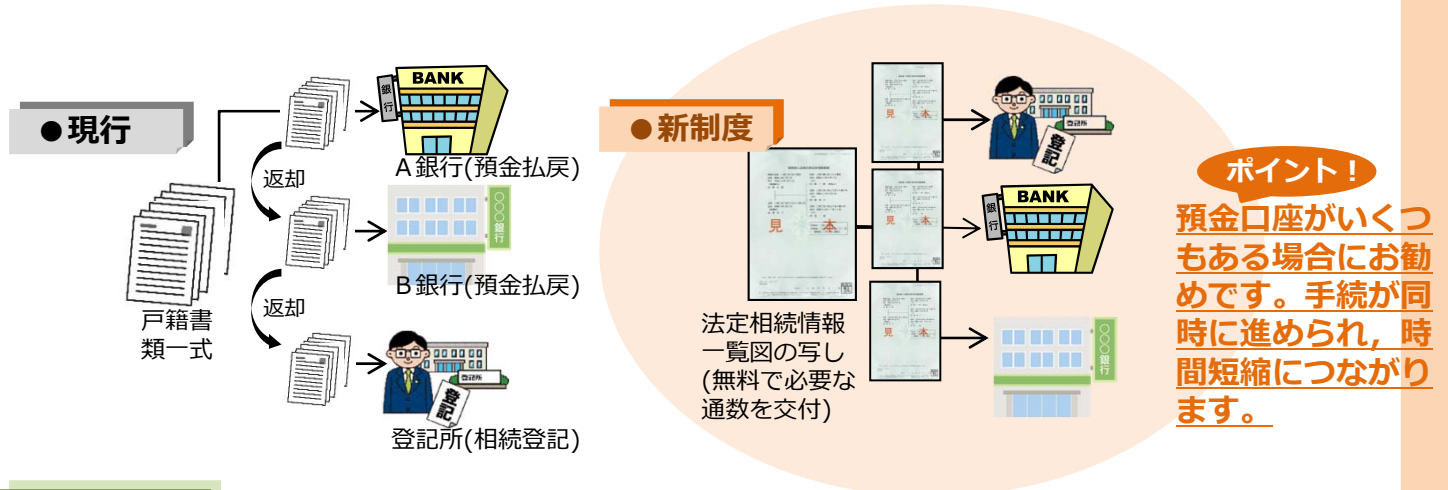
# 法定相続情報証明制度

## が始まります！



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まります。この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

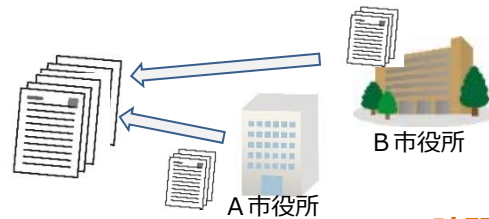
※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



### 制度の概要

#### ① 申出（法定相続人又は代理人）

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、-2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

#### ② 確認・交付（登記所）

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却

未来につなぐ相続登記  
不動産の相続登記  
をお忘れなく！  
次の世代へのつとめです

#### ③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。  
(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)

※2 弁護士，司法書士，土地家屋調査士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士，行政書士

## ～法定相続情報証明制度について～

---

# 法定相続情報証明制度について

## 制度創設の背景

- 不動産の登記名義人（所有者）が死亡した場合、所有権の移転の登記（相続登記）が必要
- 近時、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加し、これがいわゆる所有者不明土地問題や空き家問題の一因となっていると指摘
- 法務省において、**相続登記を促進するために**、法定相続情報証明制度を新設

## 制度の概要

- 相続人が登記所に対し、以下の書類をはじめとする必要書類を提出
  1. 被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等
  2. 上記1. の記載に基づく法定相続情報一覧図（被相続人の氏名、最後の住所、生年月日及び死亡年月日並びに相続人の氏名、住所、生年月日及び続柄の情報）
- **登記官が上記の内容を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付**

## 制度のねらい

- 本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、**相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担が軽減**
- 本制度を利用する**相続人に、相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明**することなどを通じ、**相続登記の必要性について意識を向上**



**平成29年5月29日から運用開始予定**

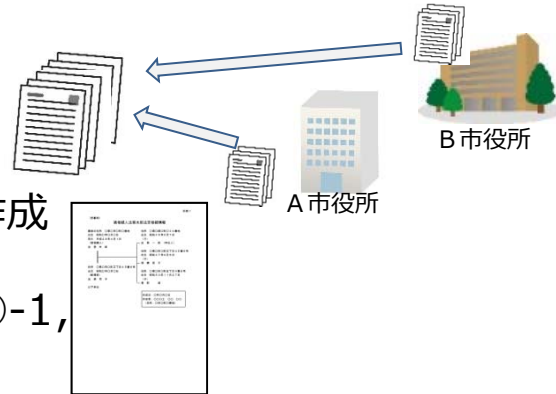
# 法定相続情報証明制度の手続の流れ（イメージ）

## ① 申出（法定相続人又は代理人）

### ①-1 戸除籍謄本等を収集

### ①-2 法定相続情報一覧図の作成 （参考：別紙1（解説付き））

### ①-3 申出書を記載し，上記①-1， -2の書類を添付して申出



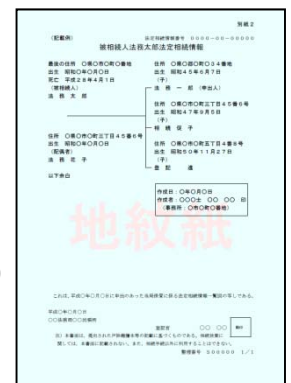
- ✓ 提出された戸除籍謄本等に記載の情報に限る（放棄や遺産分割協議は対象外）
- ✓ （数次相続発生の場合，）一人の被相続人ごとの作成

## ② 確認・交付（登記所）

### ②-1 登記官による確認，法定相続情報一覧図の保管

### ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付， 戸除籍謄本等の返却 （参考：別紙2（解説付き））

- ✓ 交付に当たり，手数料は徴収しない

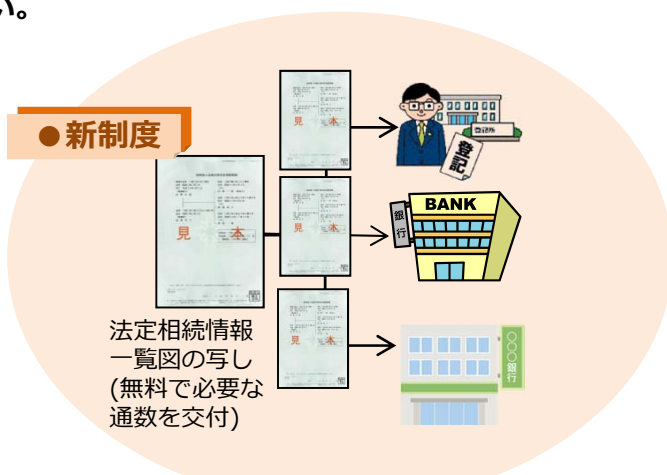
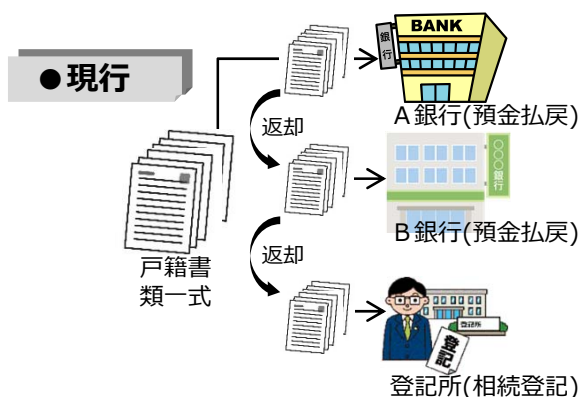


- ✓ 偽造防止措置を施した専用紙で交付

## ③ 利用

### ③ 各種の相続手続への利用（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

- ✓ この制度は，戸籍の束に代替し得るオプションを追加するものであり，これまでどおり戸籍の束で相続手続を行うことを妨げるものではない。
- ✓ 放棄や遺産分割協議の書類は別途必要



## 別紙 1

### ✓ 相続人又は代理人が以下のような法定相続情報一覧図を作成

最後の住所は、一覧図と共に提出される住民票の除票や戸籍の附票の除票により確認（当該除票が廃棄されている場合は、最後の本籍）

相続人の住所は、任意記載のため、一覧図に記載されない場合もある。

（記載例）

#### 被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地  
出生 昭和○年○月○日  
死亡 平成28年4月1日  
（被相続人）  
法 務 太 郎

住所 ○県○市○町三丁目45番6号  
出生 昭和○年○月○日  
（配偶者）  
法 務 花 子

住所 ○県○郡○町○34番地  
出生 昭和45年6月7日  
（子）

法 務 一 郎 （申出人）

住所 ○県○市○町三丁目45番6号  
出生 昭和47年9月5日  
（子）

相 続 促 子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号  
出生 昭和50年11月27日  
（子）

登 記 進

作成者の署名又は記名押印がされる。

作成日：○年○月○日  
作成者：○○○士 ○○ ○○ 印  
（事務所：○市○町○番地）

- ✓ 上記のような図形式のほか、被相続人及び相続人を単に列挙する記載の場合もある。
- ✓ 作成はA4の丈夫な白紙に。手書きも“明瞭に判読”できるものであれば可とする。

## 別紙 2

(記載例)

法定相続情報番号 0000-00-00000

### 被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地  
出生 昭和○年○月○日  
死亡 平成28年4月1日  
(被相続人)  
法 務 太 郎

住所 ○県○市○町三丁目45番6号  
出生 昭和○年○月○日  
(配偶者)  
法 務 花 子

以下余白

住所 ○県○郡○町○34番地  
出生 昭和45年6月7日  
(子)

法 務 一 郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号  
出生 昭和47年9月5日  
(子)

相 続 促 子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号  
出生 昭和50年11月27日  
(子)

登 記 進

一覧図は、登記  
所において唯一  
の番号により保  
管・管理される。

作成日：○年○月○日  
作成者：○○○士 ○○ ○○ 印  
(事務所：○市○町○番地)

✓ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

頁番号及び総頁数が振られる。相続人が多く、法定相続情報一覧図が2枚以上にわたる場合も想定

これは、平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成○年○月○日

○○法務局○○出張所

登記官

○○ ○○

職印

注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S00000 1/1

## その他の御説明

### 申出について

- 本制度は、被相続人名義の不動産がない場合（例えば、遺産が銀行預金のみの場合）でも利用することが可能
- 申出をすることができるのは、被相続人の相続人（当該相続人の地位を相続により承継した者を含む。）
- 代理人となることができるのは、法定代理人のほか、①民法上の親族、②資格者代理人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士に限る。）
- 申出をすることができる登記所は、次の地を管轄する登記所のいずれか
  - ① 被相続人の本籍地
  - ② 被相続人の最後の住所地
  - ③ 申出人の住所地
  - ④ 被相続人名義の不動産の所在地
- 申出は、郵送によることも可能

### 法定相続情報一覧図について

- 一覧図の写しは、相続手続に必要な範囲で、複数通発行可能
- 法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、一覧図の写しを再交付することが可能。ただし、再交付を申出することができるのは、当初、一覧図の保管等申出をした申出人に限られる（他の相続人が再交付を希望する場合は、当初の申出人からの委任が必要）。
- 推定相続人の廃除があった場合に、法定相続情報一覧図には、原則、その廃除された者の記載がされない。

### その他

- 被相続人や相続人が日本国籍を有しないなど、戸除籍謄抄本を添付することができない場合は、本制度は利用できない。
- 被相続人の死亡後に子の認知があった場合や、被相続人の死亡時に胎児であった者が生まれた場合、一覧図の写しが交付された後に廃除があった場合など、被相続人の死亡時点に遡って相続人の範囲が変わるようなときは、当初の申出人は、再度、法定相続情報一覧図の保管等申出をすることができる。